

市第18号議案

保土ヶ谷区における町区域の設定及びこれに係る字区域
の廃止

次のように保土ヶ谷区において町区域を設定し、及びこれに係る
字区域を廃止する。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

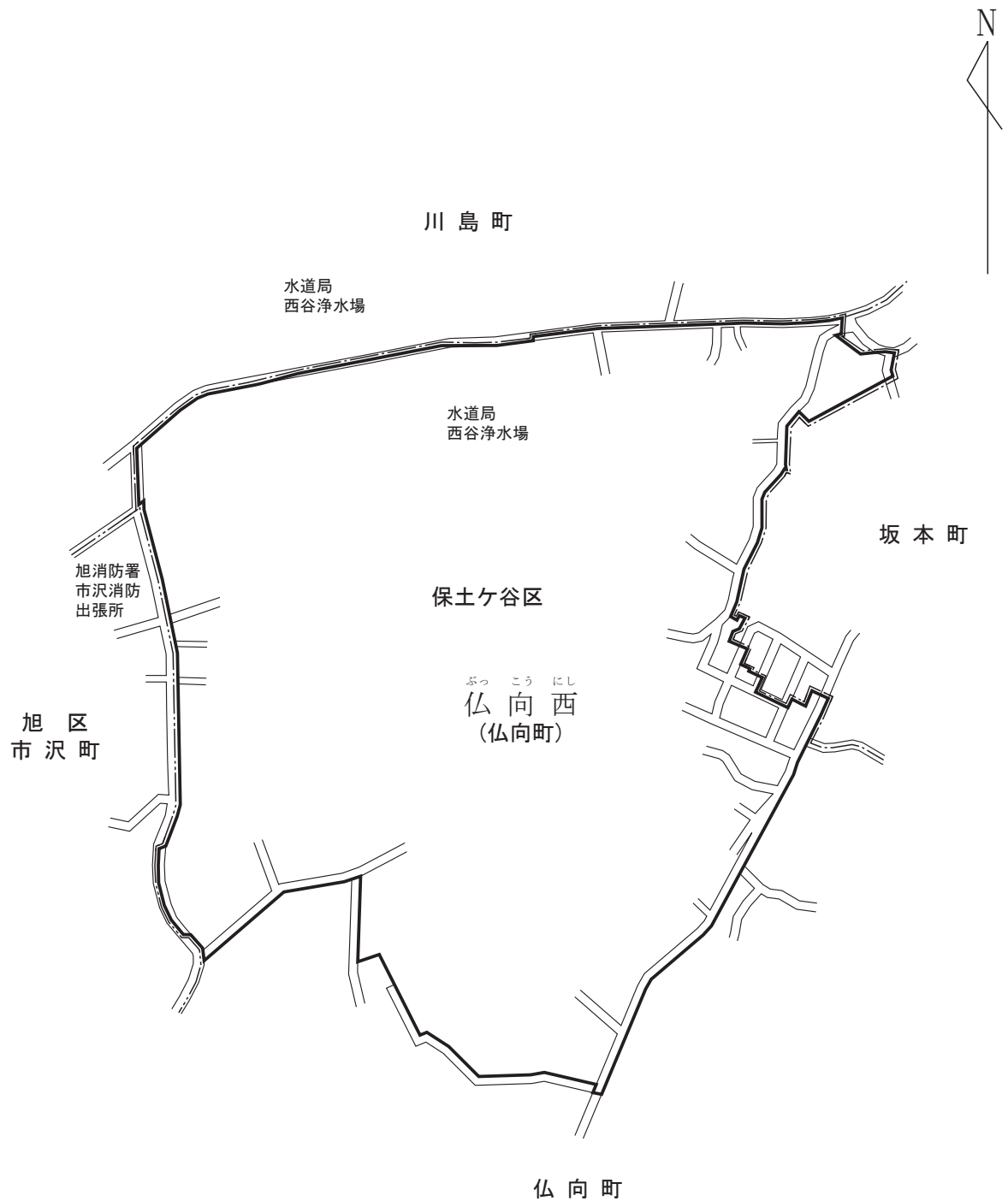
1 町区域の設定

新 区 域	新区域に編入する現在の区域	
町 名	町 名	区 域 図
保土ヶ谷区 ぶつ 仏 こう 向 にし 西	保土ヶ谷区仏向町の一部	別図のとおり

2 字区域の廃止

上記町区域の設定に伴い、新区域に編入する現在の区域内に存
する字区域は、これを廃止する。

保土ヶ谷区における町区域の設定図



凡 例	
-----	区 界
————	新 町 界
-----	町 界
ぶつ こう にし	新 町 名
(仏向町)	旧 町 名

添付書類

住居表示に関する法律（昭和37年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 2 項の変更の請求があったので、同条第 5 項の規定に基づき、当該変更の請求書を添付する。

変更請求

平成22年 4 月 5 日

横浜市保土ヶ谷区仏向町1732番地

松 本 敬 司 ㊞

昭和 6 年 4 月20日生

[変更請求の内容]

[新区域町名「仏向西」案] の区域を二分して「仏向西一丁目」「仏向西二丁目」にして戴きたい。

[変更請求の理由]

- 1 . 新区域・町名「仏向西」内に包含される“水道山”区域は、地元の坂本小学校校歌の歌詞にも“水道山”の名称が入っており、親子代々この地名に慣れ親しんでおりますように、“仏向町水道山”という名称は区域を示す固有名詞であり、“水道山”は広い仏向町の中でも区域の明解な一角でありますので、
今回の新区域・町名の公示は、行政上の区分においても水道山区域を認知して戴く時期が到来したと考え、“水道山”区域を以て新町として戴くべく、住居表示検討委員会（以下“委員会”という）に提案された“仏向西”という町名を尊重し“一丁目”を加える形の新町名のご承認を、請求するものであります。
- 2 . “委員会”事務局は「原案の西部地区は水道山区域だけではないから新町名の“仏向西”で一町とする案は不変。面積的

にも“ 仏向水道山 ”と“ 仏向 “ に二分することは考えない」と説明、今回の実施予定区域の面積と同規模の旧町が新町では一町で実施した事例を根拠に議事の審議範囲を限定し、“ 委員会 ”の議事は進行されました。

私は、それが「片側事例」であることに疑問を感じ、その対極になる複数の丁目付きの新町名で実施された事例を調べ、会議資料として最終回の委員会開催日よりかなり前に事務局へ提出し「“ 仏向西一丁目 ”案を審議の対象とするよう求めました」が、“ 委員会 ”議長は提案の採択を諮ること無く議事を進行し事務局案の採決を行いました。

即ち「“ 水道山 ”町内会区域を以て“ 仏向西一丁目 ”とする新町名」提案は無視され、審議されなかったのであります。

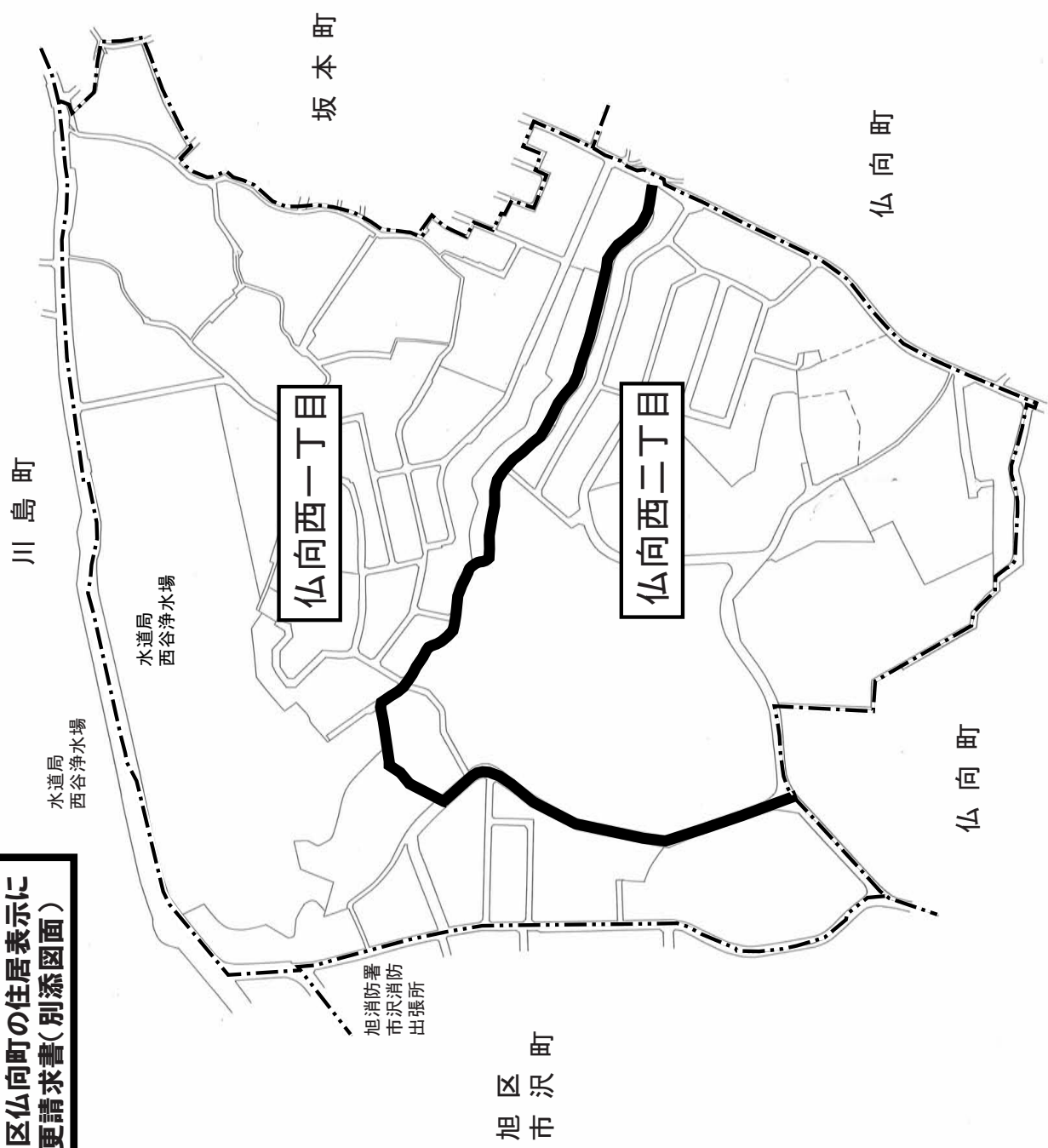
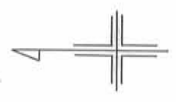
- 3 . このような経緯で“ 委員会 ”が決議した新町名案は不公正な審議結果と審議の欠如は明らかですし、他方、旧町が複数の丁目付きの新町名で実施された事例には、横浜市住居表示整備要綱 4・町（丁目）の規模（面積基準値）を下回る面積の「丁目付きの町」が少なくありませんので、“ 仏向西一丁目 ”或いは“ 仏向西二丁目 ”がその面積基準値を下回るとしても整備要綱に逸脱しない変更請求と判断いたしました。

添付図面 1 枚

（完）

署 名（略）

**保土ヶ谷区仏向町の住居表示に
関する変更請求書(別添図面)**



提 案 理 由

住居表示の実施のため、保土ヶ谷区において町区域を設定し、及びこれに係る字区域を廃止したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

住居表示に関する法律（抜粋）

（町又は字の区域の新設等の手続の特例）

第 5 条の 2 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第 2 条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更（以下「町又は字の区域の新設等」という。）について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から 30 日を経過する日までに、その 50 人以上の連署をもって、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

（第 3 項及び第 4 項省略）

5 市町村長は、第 2 項の変更の請求があった場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第 2 項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

（第 7 項及び第 8 項省略）